

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

おはようございます。

福祉建設常任委員会は3月11日に開会いたしました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第1号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

成年被後見人の方で印鑑登録証明書が必要となる場合はどのようなケースがあるのかの質問に対して、例えば契約の場合、成年後見人の方の印鑑登録証明書があればできる。成年被後見人の印鑑登録証明書が必要なケースはほぼないと弁護士の方の見解も聞いているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号大治町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

総務教育常任委員会は3月11日午前9時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第2号大治町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

固定資産評価審査委員会に審査の依頼があり、電子情報処理組織を使った場合のこの情報処理組織とは何かとの問いに対しまして、町側のパソコンと相手側のパソコンが通信でつながった機器であるとの答弁でした。以上で終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号大治町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第3号大治町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

この条例の中に別段の定めがあるがこの定めとは何かとの問いに対しまして、一般職、常勤職員が採用されたときに1回だけ町長に対し宣誓する手法をとっているため、再度更新する可能性があってもそのたびに宣誓しなくてもよい取り扱いとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号大治町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、議会制度改革等特別委員長から報告を求めます。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会制度改革等特別委員長、どうぞ。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

7番林 健児です。

議会制度改革等特別委員会は3月10日に開会をいたしました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第4号大治町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を御報告いたします。

なぜこの時期に11.1%も上げるのかとの問いに、現状の金額は平成18年に報酬審議会を開かずに決定された金額であり、何年も報酬については話し合ってきた結果、報酬審議会の答申を受け、改選後の当初予算の編成時期に提案させていただいたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございますが、町長の提案理由の中では一般職の給与の改定状況、他団体との均衡を踏まえて議員報酬月額の変更を行うためとあります。報酬等審議会でも同様の諮問がなされております。しかしながら、先ほどの委員長報告にもありましたように、なぜこの改定を行うのか。一番の理由は平成18年議会が町特別職報酬等審議会の審議を経ないで議員提案として提案をして10%削減したと。これが町長の考えでは不正常であると。報酬等審議会の諮問を受けて正常な形に戻したい。この思いが一番強い。それが一番の提案理由ということが町長との一般質問また質疑、そして委員会審査の中で明らかになりました。間違っただけを正すことは当然のことでございます。それに対してとやかく言うことではございません。私もそういう考え方としては賛成でございます。しかしながら、今回議員報酬の件に関しては議会側でも改選後話し合うという中で話し合ってきていない。また昨年12月、1人の議員が辞職される件などございます。それについての質疑の中では、町側はそれはあずかり知らぬところである。当然町長提案で町長の方に関係のないこととございますがそういう答弁をいただいております。一番の私の反対理由としましては、なぜこの時期なのかと。正すにしても時期があるだろう。町民に理解を得られる時期があるだろう。昨年10月消費税10%引き上げされて、また国際政治が混沌とした中で、日本経済昨年10月から12月にかけてのGDPは1年前に比べて7.1%減速している。現在新型コロナウイルスの中でもっと地域経済は疲弊している。そういう中でなぜ来月4月1日から11.1%上げるのか。正すことに関しては私も否定するものでございません。時期をやっぱり選ぶべきではないか。先日行われた議会制度改革等特別委員会の中でも同様のことは発言させていただきましたが、他の議員から賛同を得られていない。その状況の中でこの議案が通っていくかもしれませんが、最後に町長にこれはお願いがあります。通ったとしても4月1日からではなくもう少し適切な時期におくらせる。これを切にお願いをいたしまして反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

今回の条例改正は議員報酬の改正に伴う条例の改正です。報酬審議会における答申は、平成8年に審議会が開かれて以来24年間答申が出ていない状況が続いております。平成23年に開催されましたが、そのときの答申は「議会の中で今後も議論するもの」と答申されております。議会は平成17年に時の情勢を鑑みて交付金の削減等が行われる中、町の健全な行財政に資するために議員報酬の10%削減を議員みずからが提案して18年4月より10%削減を行って14年間そのまま推移しています。その間、平成19年には議員定数を18人から14人へ4人削減し、平成23年には14人から12人削減し身を切る改革を行ってまいりました。そして議会では平成27年5月に議会制度改革等特別委員会を設置し、議会BCPの策定やICT化を推進しペーパーレスを進めることなど、そして議会報告会の開催など災害時の対策や広報広聴活動の充実などさまざまな改革を進めてまいりました。中には従前の金額に戻すことを11.1%のアップだとデフォルメした言い方に置きかえ少しでも多くアップした感を強調し、改選時の街頭演説では自分の手柄でとめたと言い切り、手柄を強調し、選挙戦の材料に使用し、正義は勝つと演説されておられた方もお見えになりますが、当時は報酬審議会を開催していないので正当性を欠くという理由で反対しておりましたが、今回は審議会を経たため反対理由を時期の問題にすりかえています。我々大半の議員は選挙に勝つための活動ではなく、町民の生活において町民の皆様が有益かつ安心して暮らせるように東奔西走し、さらなる議員の資質の向上を目指してまいります。議員の最も重要な役割である行財政の監視者、条例の提案者、町民の代弁者として住民福祉の向上に努め、積極的に勉強会や有料講習に参加し、さらなる自己研さんを進めていくことをお約束いたします。昨今、公務員の給料は人事院勧告にて平成26年から6年連続でアップしてきており、近年の議員のなり手不足解消の一助となることを勘案し、報酬月額を今回の報酬審議会の答申の結果に基づき従前の金額に戻すことが妥当であると考えます。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について、議会制度改革等特別委員長から報告を求めます。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会制度改革等特別委員長、どうぞ。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

議案第5号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を御報告いたします。

なぜこの時期に地域手当を廃止したのかとの問いに、全体の給料の見直しを図り県内の自治体の状況を鑑みて、当初予算のこの時期に提案させていただいたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正も先ほどの議員報酬の改定と同様、一応提案理由としては一般職の給与の改定状況、他団体との均衡を踏まえて給料月額の改定及び地域手当の廃止を行うためでございます。そういう理由もございますが、一番は平成18年に議会側が町特別職報酬等審議会の諮問を経ずに10%削減したと。その状態を町長いわく不正常的な状態、これを正していくということであるということとは明らかになっております。しかしながら、金額的には11.1%の引き上げでございます。しかし、議員報酬の引き上げとは違ひまして、このときに全体、他の地域を見た上で6%の地域手当を廃止するというので11.1%の値上げではない。金額の問題ではなくて町長の考えとしては不正常的な状態を正すのが一番だということでございます。それについてはある程度賛成できるものでございます。しかしながら、なぜこの時期なのか。どちらにしても引き上げであることは間違いないんです。一宮市は市長、副市長の給料、議員の報酬の引き上げの提案を3月議会に出しておりましたが、この情勢の中で撤回をいたしました。なぜこの時期なのかと。これは絶対説明できないものでございます。また、町長に関しては昨年12月の議員の辞職のような問題があるわけでもない。何も問題がない。議員の方は11.1%上がって町長の方はそんなに上がっていない。そうすると町民から見ても町長に問題があるのではなくて議員の方に問題があるというふうに思う方も多々出てくる。今回の引き上げ、議会側の方に町民の目が行くというふうに思われます。それを考えてやられているかどうかは別ですが結果としてはそうなっているという中で本当にいいのか。先ほど議会制度改革等特別委員長が議員は頑張っていると力説された。そういうところもあるかもしれませんが、そういう評価が町民にされているのかどうか。私も一生懸命やっているつもりですが、先ほど委員長は選挙目当てだというようなことも言われましたが、選挙目当てだろうが何だろうが私は町民のために一生懸命やっております。今回の件でも町民の皆様の生活を考えれば到底引き上げるべきではない。この時期にやるべきではないということを強く訴えて、また、たとえ通ったとしても町長の政治判断で何とかして少し時期をずらしていただきたい。これを切にお願いして反対討論とするものでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。議案第5号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条



例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの議案と重なる部分があるかと思いますが、特別職の給料は平成18年4月に10%減額して以降14年間据え置きとなっております。この間一般職の給料は6年連続で増額改定されております。また、県内の自治体と比較しても低い状況であります。今回の改正案は特別職報酬等審議会での審議により答申を受けており、さらに地域手当を廃止することにより他の自治体との均衡も考慮されております。よって、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号大治町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第6号大治町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号から日程第9、議案第9号までを一括議題といたします。

議案第7号から議案第9号について、予算特別委員長から報告を求めます。

○予算特別委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算特別委員長、どうぞ。

○予算特別委員長（林 健児君）

7番林 健児です。予算特別委員会の審査結果を報告します。

当委員会に付託されました議案は3件です。付託当日委員会を開き、総務教育分科会と福祉建設分科会を設置し、各分科会に付託議案を分担当送付しました。

12日に総務教育分科会、福祉建設分科会を開いて審査を行い、分科会終了後、予算特別委員会の全体会を開催いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

議案第7号令和元年度大治町一般会計補正予算（第7号）、議案第8号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第9号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の3議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第7号令和元年度大治町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号から日程第15号、議案第15号までを一括議題といたします。  
議案第10号から議案第15号について、予算特別委員長から報告を求めます。

○予算特別委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

予算特別委員長、どうぞ。

○予算特別委員長（林 健児君）

議案第12号令和2年度大治町土地取得会計予算及び議案第15号令和2年度大治町下水道事業会計の2議案につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第10号令和2年度大治町一般会計予算、議案第11号令和2年度大治町国民健康保険特別会計予算、議案第13号令和2年度大治町介護保険特別会計予算、議案第14号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計予算の4議案につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第10号令和2年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和2年度大治町一般会計予算に次の3つの点で反対をいたします。

まず第1点は、議員報酬また町長などの給料の引き上げ。これを先ほどの条例案が可決されたことによってではございますが、引き上げられた、4月1日から実施されるということで本当にこの時期でいいのか。繰り返しにはなりますが昨年の10月消費税が10%に引き上げられた。また国際政治の混沌とした中で経済が減速している。統計的にも昨年10月から12月のGDPは1年前に比べて7.1%も減速している。そしてことしになってからの新型コロナウイルス。本当に地域経済疲弊している。家計は非常に火の車になっているということで同じ時期に引き上げを考えられていた一宮市は撤回された。大治町は議員の皆様、私以外の賛成で可決はされましたがそんなようなことでいいのか。町民の皆様きちっと説明できるのか。それが第1点でございます。

第2点は、国民健康保険についてでございます。国保税、現在県との広域化の中で県が保険税率については試算をしております。町の試算と比較しますと、来年度所得割率、資産割率、均等割率、平等割率、全て県の試算よりも町の試算が高くなっている。それだけ町民の負担増になっている。せめて県の試算に抑えて、その分一般会計から繰り入れるべきだ。繰り入れを減らすのではなくふやすべきである。それが2点でございます。

3点目は、きのうの審査の中でも明らかになりましたがマイナンバー制度に伴うもので、いみじくも住民課長が言われました。マイナンバー、町民の方には身分証明書以外にメリットはない。町長もそれははっきり言われました。ただ、行政側にとっては非常にメリットのある制度である。行政側にメリットのある制度で情報漏えい等々町民の不利益につながる、今のところまだ起きておりませんが、そういうような施策ですね、ほとんど国のお金でやられることではございますが、そんなのにお金をつぎ込んでいいのか。町民のためではなく行政のために町民の情報が漏えいする危険が増す。これは明らかにきのうの審査の中で町側も認めたことではございます。以上3点で反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

6番松本英隆です。議案第10号令和2年度大治町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

歳入では、町税全体で前年度対比予算の2.4%増の39億5000万円。また交付金、補助金を活用しての財源確保に努めておられます。

歳出の方では、子育て支援として子ども家庭総合支援拠点を設置。子育ての悩みなど

相談できる窓口の開設や幼児教育保育無償化事業。高齢者福祉としては健康生きがいくくり講座の継続や認知症対策。また災害対策の方としましては砂子防災公園の整備、円楽寺川及び小糠田川のしゅんせつ。町の安全ということで消防団運営に関する費用。加えて町内の約650件の方々が加入しておられる商工会に対する補助金。どれも町民の安心安全のために努力している姿勢がうかがわれます。また、この予算に対して皆様がもし反対した場合、執行されないということが起きまして、町民の方の安心安全とかそこら辺もまた話が全然変わってくると思われま。また、もし反対部分があるとしたらその部分に関して予算に対していろんな数字を出していただくとかしていただいて、ただ言葉だけだということではちょっとわかりかねますので以上の点から賛成をするものがあります。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号令和2年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。先ほどの一般会計の反対理由とかぶる部分もありますが反対理由を討論させていただきます。

まず、来年度の保険税の県の試算と町の試算。所得割率、県が9.13%ですが町は9.20%、町の試算の方が高いです。資産割率、県は25.99%ですが町試算は26.00%。均等割率、県は4万3404円ですが町試算は4万6200円と高いです。平等割率が3万1048円ですが町は3万3700円と全て高くなっております。それだけ県としても試算をして、県の試算で十分やれるという中で町は高くしている。独自に高くしている。それに根拠があるのかどうか。実は来年度の町の試算、所得割率、資産割率、均等割率、平等割率、なぜか今

年度の県の試算と全く同じ数字でございます。そのことに関しては本会議質疑させていただいても回答もっておりませんが、たまたまかもしれませんが今年度の県の試算をそのまま来年度の町の試算に採用、結果として採用しております。本当に必要な率を精査したのか。やはり最低でも県の試算、それに合わせるべきではないのか。それだけ町民負担がふえている。国保財政が困っているのかといえば平成30年度決算ですが国保支払準備基金、いわゆる貯金が2億987万8265円その時点ありました。少なくとも基金、貯金を取り崩すか一般会計からの繰り入れを減らすのではなくふやす。そうすべきであると思います。これは保険税、根本的なことでございますから修正案を出すということではなくて根本的にこの予算案は間違っているということで反対させていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第11号令和2年度大治町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、平成30年度から愛知県内での広域運営となり、一般会計からの法定外繰入金の廃止や保険税賦課方式が4方式から3方式へ見直しが進められるなど本町でも愛知県の運営方針のもと段階的に取り組みが行われております。令和2年度の国民健康保険特別会計の歳入予算では約9100万円の財源不足が見込まれております。この財源不足を解消するために一般会計から8000万円、基金から4000万円が繰り入れられるとともに、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないよう保険税率等が据え置かれております。1200万円の減額を見込んで歳入の財源不足の解消が図られております。

議員からは2億円の基金残高を単年度で繰り入れ、保険税の引き下げを求められておりますが、この場合は翌年度の保険税が急激に上昇し、被保険者の方が混乱を来すことは間違いありません。基金の活用方法については、段階的に繰り入れ、保険税の上昇を緩やかにするための財源として考えられます。このように町では国保の財政運営が将来にわたり安定して行われるよう、保険税率は県が定める標準保険税率を参考とし、各年度の財源不足などを考慮して決定していく方針が出されております。したがって、私はこの国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第12号令和2年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号令和2年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町老人福祉計画、介護保険事業計画の平成30年度か



ら平成32年度、つまり去年から来年にかけての計画でございますが、いわゆる介護給付費準備基金繰入金、いわゆる貯金からの繰り入れでございますが、これが平成30年度、31年度、32年度、単年度ごとでは示されておられません合計7528万円繰り入れることになっております。しかしながら、本会議質疑などで明らかになりましたように1億5000万円ぐらい逆に来年度積み立てる計画になっている、予算になっているとのことでございます。つまり6000万円近く取り崩す予定が1億5000万円積み立てた。つまり2億1000万円ぐらい見込み違い。いいほうかもしれませんが見込み違いが生じている。これは最初、私は介護保険料を決める、今期を決めるときにも基金少し違うんじゃないか。もう少し多いんじゃないかという指摘もさせていただきました。介護給付費も下がっている影響もあるかもございませんが、結果として2億1000万円の見込み違いで基金がふえた。ならばこれは保険料を下げるべきだ。それだけ町民の皆様の負担がふえているということでございます。これは数字的に明らかになっていることでございますので、そのような町民負担をしている、余分に強いる来年度予算に到底賛成することはできません。しかしながら、介護保険料は来年度改定が難しければ再来年の改定、しっかりとそれは考慮していただきたい。そういう要望も踏まえまして反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

議案第13号令和2年度大治町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

保険事業勘定では年々増加する介護サービス利用に対応するため介護予防も考慮された適切な保険給付費などの予算計上がされております。また、介護給付費準備基金繰入金は第7期の介護保険事業計画は3年間で、先ほど言われましたが7528万円を繰り入れる計画となっております。令和2年度の繰入額5911万2000円と令和元年度の繰入額、約1300万円を合わせますと約7200万円となり、おおむね計画どおりの予算となっております。基金残高を崩せば保険料が安くなるような発言をされていましたが、基金残高約2億円全てを繰り入れると次期計画の保険料が急激に上昇することになります。保険料を抑制できるよう有効に活用するため基金残高の保有が必要だと思われまます。よって、介護保険の適切な予算計上がされておりますので本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。令和2年度と令和3年度、つまり来年と再来年でございますが、後期高齢者医療は広域連合において保険料率が改定されておられます。例えば所得割率、現状8.76%が改正後は9.64%。均等割額が現状4万5379円が改正後は4万8765円。また保険料の賦課限度額も62万円から64万円に引き上げられております。均等割額の軽減基準については若干増大しておりますが、多くは町民負担の増加につながるものでございます。後期高齢者医療広域連合において決められて町として変えることができないことかもしれませんが、予算を見る限り非常に保険料ふえている。それだけ町民負担がふえているということでございます。到底賛成できるものではございません。町民負担が非常にふえるという1点で反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議案第14号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入では保険料の増収を見込むとともに、公費負担である療養給付費繰入金及び保険基盤安定繰入金が計上され、歳出では後期高齢者医療広域連合の円滑な運営が図られるよう保険料等負担金を初めとする給付金や被保険者の健康の保持増進を図るための健康診査等の事業費が計上されております。よって私は予算に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号令和2年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

ここ暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第16号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第16号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

委員長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。議案第16号指定管理者の指定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第17号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

委員長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。議案第17号指定管理者の指定について、審査の結果、全員賛成で原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第18号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

委員長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。議案第18号指定管理者の指定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第19号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。議案第19号大治町道路線の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、発議第1号地域公共交通の拡充（コミュニティバス等導入）を求める決議の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。発議第1号地域公共交通の拡充（コミュニティバス等導入）を求める決議の提出について。

上記の決議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和2年3月4日、提出者林 健児。

本町も高齢化が今後進展すると予想され、昨今では高齢運転者の死亡事故が大きな問題となっています。現在、高齢者の運転免許証の自主返納が徐々に進み始めています。しかし、返納後の生活の足に不安を感じ、運転免許証の自主返納を躊躇する高齢者も多いと聞きます。今後のまちづくりにおいて交通弱者の移動手段の確保は必要不可欠であり、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築は急務となっています。誰もが快適に移動できる手段としての公共交通の整備は安心安全に生活できる地域環境に向け重要な役割を果たすものであります。よって、町におかれましては公共施設や医院、商業施設など地域における移動手段の確保を進めるため、第5次大治町総合計画策定時に地域公共交通の拡充を明記すること、地域公共交通導入に向けて町民アンケート調査を行うこと、町内の主要団体にヒアリング調査を行うこと、導入に向けて協議会の設置を行うこと。この4点について早急に取り組むことを強く求め、ここに決議をいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

○12番（下方繁孝君）

議長、動議。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。地域公共交通については、町民の要望も多いので議会としても調査を行うべきと考えます。そのための特別委員会の設置を提案します。

○議長（横井良隆君）

ただいま下方繁孝議員から動議の提出がありました。

この動議に賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔挙手 多数〕

○議長（横井良隆君）

挙手多数です。この動議は賛成者多数ですので成立いたしました。

ここで暫時休憩といたします。



~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時15分 休憩

午前11時23分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、地域公共交通調査特別委員会設置に関する動議の提出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として、地域公共交通調査特別委員会の設置に関する動議を議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、地域公共交通調査特別委員会の設置に関する動議を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付しました文書のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、地域公共交通調査特別委員会を設置し調査することに決定をいたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任については委員会条例第7条第4項の規定により、2番三輪明広議員、4番後藤田麻美子議員、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員、7番林健児議員、12番下方繁孝議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、特別委員はただいま指名しました6人の議員に決定をいたしました。

これから正副委員長の互選を行っていただきます。なお、委員長の互選の職務は委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の下方繁孝議員に行っていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時25分 休憩

午前11時28分 再開



○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地域公共交通調査特別委員会の委員長には7番林 健児議員、副委員長には12番下方繁孝議員が決定いたしました。

日程第21、発議第2号保護された高齢者が愛知県職員に置き去りにされた事件を踏まえ、愛知県に真相究明と再発防止を強く求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。発議第2号保護された高齢者が愛知県職員に置き去りにされた事件を踏まえ、愛知県に真相究明と再発防止を強く求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和2年3月4日提出。

保護された高齢者が愛知県職員に置き去りにされた事件を踏まえ、愛知県に真相究明と再発防止を強く求める。1月17日金曜日夕方、大治町内のATMコーナーで津島警察署が……

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員、申し上げます。文書として皆さんに配れていますので全て読む必要はありませんので要約してお願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

傍聴者の方がみえますのでやはり少し、先ほども発議第1号も同じように読まれていましたので同じように読ませていただきます。

身元不明の高齢男性（以下「御本人」。後ほど身元が判明し大治町民とわかる）を保護しました。その後、津島署から大治町役場に保護を依頼したいとの電話があり、役場職員が対応していたところ津島署から再度電話があり、生活保護法で対応したいとの話をされたため、役場職員は愛知県海部福祉相談センター、以下「センター」といいます、を紹介しました。津島署は大治町に紹介されたセンターに御本人の保護を引き継ぎたいと電話で要請しました。要請を受けたセンターの職員2名、B（主査級）及びC（主事・

技師級) が同署に到着し、発語・筆談できない状態であった御本人の保護を同署から引き継ぎました。職員B及びCが上司である職員A(課長補佐級)に電話で対応を相談した結果、御本人を大治町内の無料低額宿泊所に移送し入居を依頼しましたが、まず医療機関にかかるべきだろうと宿泊所長に入居を断られました。その後、宿泊所長が119番通報し、海部東部消防署の救急車が到着しました。消防署員がバイタルチェックなどを行い、経過観察したところ異常は何も見当たりませんでした。医療機関を受診したいなどの御本人の意思も確認できず、身元もわからないため医療機関につなぐことができませんでした。消防署員から事情を聞いて対応に苦慮した職員B及びCが職員Aに電話したところ、職員Aは御本人の様子から医療機関につなげる必要があると考え、消防の管轄が異なる中村区内へ御本人を移送し放置した後、そこで名前を名乗らずに119番通報するよう指示しました。それを聞いていた無料低額宿泊所長は職員Bにそんな御本人を放置することはやめろと言ってとめました。消防署員はその後の対応を職員B及びCに任せて署に帰って行きました。その後、職員B及びCは御本人を中村区内の公園へ公用車で移送し、眠っていたところを起こして公園のベンチに座らせたところ御本人は立ち上がろうとし、ベンチ前の道路上に転倒しました。職員Bは公衆電話から通りすがりを装って偽名で119番通報して救急車を手配し、その後、職員B及びCは御本人をそのままにして立ち去りました。119番通報によって駆けつけた中村消防署署員によりバイタルチェックなどを行い、経過観察したところ異常は何も見当たりませんでした。医療機関を受診したいなどの御本人の意思も確認できず身元もわからないため医療機関につなぐことができず、中村消防署員の110番通報によって中村警察署に御本人は保護され署の保護室で一夜を明かしました。御本人の身元がわからないため中村署が県内の警察署に照会をかけたところ、津島署の保護した事案に当たることがわかり、18日土曜日、海部福祉相談センターに連絡しました。中村署から呼び出しの電話を受けた職員Bが対応を相談するため職員Aに電話をしたところ、職員Aは中村区内で置き去りにした事実を隠すため、御本人がみずからの意思で大治町内の無料低額宿泊所から立ち去り、職員Bはそれを見失ったと説明するよう指示しました。中村署において「海部福祉相談センターが保護した人がなぜ中村区内で保護されたのか。意図的に置き去りにしたのではないか。」と詰問された職員Bは「御本人がみずからの意思で立ち去り、職員B及びCはそれを見失った」と説明しました。その後、職員Aも同署に呼び出され職員Bと同様の説明をし、直属の上司であるセンター次長にも同様の説明をしました。職員Aが中村署へ向かう前に、職員Aが御本人の入居を依頼していた稲沢市内の無料低額宿泊所の職員が中村署に到着し、御本人は同所へ移送され入所されました。

20日月曜日、職員Aが御本人の様子を確認するため無料低額宿泊所を訪問したところ、食事がとれていないことがわかり衰弱が見られたため119番通報したところ、稲沢消防署の救急車が駆けつけ稲沢市内の病院に入院されました。

22日水曜日、センターの検討会議において御本人について職権により生活保護を適用する方針が決定されましたが、職員A、B及びCは中村区内に移送し置き去りにした事実は隠していました。

24日金曜日、津島署から御本人の身元判明、大治町民とこの段階でわかりました。との連絡があり、病院を訪問した職員Bが親族の方お二人と面会し、中村区に移送し、置き去りにした事実は隠して一連の経過を説明しました。

28日火曜日、中村署にセンター次長が呼び出され一連の経過の不審な点について説明を受けました。次長は直ちに職員Aに連絡し「警察署へ出向いて真実を話すように」と指示したところ、職員Aは帰庁した次長に虚偽の説明を行ったことを打ち明けました。その後職員A、B及びCは中村署で、御本人を移送し置き去りにした事実を打ち明け、謝罪し、中村署でのやりとりを次長へ報告後、センター長へ報告しました。

29日水曜日、次長及び職員Aが県福祉局福祉部地域福祉課へこの事案を報告しました。

2月4日火曜日、県職員が御本人の御家族にお会いし、一連の経過の事実を説明し謝罪しました。

以上がこの事件の一連の私が調査させていただいた経緯でございます。県民の生命・健康を守るべき福祉行政に携わる者が、対応に大変苦慮したとはいえ保護した方を冬の深夜の公園に置き去りにするなど到底やってはいけないことでございます。公務員の自覚及び使命感が全く欠落しているといえます。また、事件が発覚すると3人の県職員が口裏合わせをして、上司、他の関係機関のみならず御本人の親族の方にまで虚偽の説明をすることなどまことに言語道断でございます。

大治町議会として事件の真相究明と再発防止を切に求め、1、この事件にかかわった3人の愛知県職員だけでなく、警察署も含め全ての関係者から事情と経緯を調査し事件の真相究明と公表を行うこと。2、夜間や土日祝日などに身元不明者を保護するときの対応マニュアルを整備するなど再発防止に努めること。3、福祉事務所を持たない町村や他の関係機関とも生活保護行政などの連携体制を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。先ほど提出者よりる細かい御説明等ございましたが、非常に不

確定な部分が多くて聞きたいこともいろいろあるんですが、ここに記してあるとおりの1番の事件の真相究明と公表を行うこと。これについては多少理解できるわけなんです、この2番、対応マニュアルを整備すること。3番、連携体制を強めること。これに関してはせんだつての県議会で県職員の方が答弁されておるのを御存じでしょうか。「やりませぬ」ということを言っておられるんですが。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

県議会の福祉関係の委員会の中で「新生あいち」の富田先生が質問されて、その答弁の中でこういうことはやると聞いております。そういう実は富田先生からも私事情をお聞きいたしました。この意見書に関してはその県議会が行われる前に、当然提出期限があることですのでその前に出したものでございますから、その段階ではまだ出ていなかったのを2番3番出させていただきました。そこら辺のタイムラグの問題であると思っております。ちなみに1番に関しては、これも調査はされておりますが福祉関係の委員会だということで警察署の関係は聞けなかったということは富田先生が言われておりますので、津島警察署などの対応もやっぱりこれは検証する必要があると私は考えております。県に直接関係ないことですが海部東部消防、中村消防、消防署の関係もまた別件ですが少し検証する必要があると考えております。当然、県に対する意見書ですからその部分に関しては述べておりません。以上でございます。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

御説明ありがとうございました。やりませぬというところに対して、やれと。ちょっとこの辺のところ私も意味がよくわかりませんが、それではもう1点お聞きしますが、この意見書には地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますと書かれておりますが、地方自治法第99条により県議会には提出できないことは提出者は御存じでしょうか。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

2点御質問いただきました。1点目の県がやるというものをなぜ出しているのかというところでございますが、県議会の中で県の答弁が出てきたのは当然意見書案を提出した後、提出期限の後でございますからその点は御了解いただきたいと思います。もし、今賛成していただけるなら2番目3番目もやると言ってもやるなどと言われることでしたら、これは議長の許可を得て取り除くことはできます。それは当然考えることでございます。タイムラグの問題ですからこれは、2番目3番目に関しては、県がやると言っている。それは県議会の答弁でございますから私がこの意見書案を出した期限、提出期限の後のことでございますからそれは1点でございます。

2点目でございます。地方自治法第99条、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」とあります。ですから、愛知県に出せるが愛知県議会には出せないという御質問だと思います。確かに私そこら辺地方自治法第99条をちょっと読み込んでいなくて、それは議長の名前を入れてしまいました。その点はもし議長の御賛同をいただければ議長については削除させていただきたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。今回の事案に対してやはり深く憤りを感じて二度とこのような事案が生じないよう確実な再発防止は徹底していただきたいと思います。

さて、先ほどの答弁にもありましたが、愛知県議会の一般質問の方で行政側から現在検証を進めている。今後は事案の検証を早急に進めということで発言しております。また、対応マニュアルの整備や町村や受け入れ施設の連携体制の構築も含めて再発防止を検討し、身元不明者の高齢者などの保護について二度とこうした不適切な事案を生じさせることのないよう再発防止策の確実な履行を決定してまいりますという答弁がありました。

また、町の一般質問でも今後県の福祉センターとはしっかり連携をとり情報共有をしていくことで合意しており、話を進めていくと答弁されています。このことから県、町双方ともに今回の意見書に示されている3点について、既に取り組みされていると思います。また、この文書では表現、または県の検証前のものであって、そのことからいろいろ調べていただいた形なんです。表現など正確性にちょっと欠ける部分もあるため、この文書を大治町議会として提出することはちょっとこのままではできないと考えます。現在、県の方が検証を早急に進めるという答弁もありますので、マニュアルの整備等全部含めて検証結果を改めて確認してからこの意見書ないしまた精査していただいて出したほうが良いと思います。

最後に、先ほどもありましたがそもそも地方自治法第99条における行政関係省庁に行政権限を有しない県議会は含まれないとありますので、県議会へ提出できないということ御存じだと思いますが、それも踏まえて以上討論とさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

いつも反対討論があった場合は私が提出したので賛成討論させていただきますが、まず先ほどの反対討論の中で県議会の中で実は答弁は一般質問ではなくて委員会審議の中で行われているもので、福祉関係については報告がされて検証されています。ですが、警察関係については何も調べられていないのは事実でございます。また、報告書はできております。ただ、あと保護者の方、当事者の方また当事者の家族の方の了承を得て発表するという段階でまだそこら辺が進んでいないものと思われまます。そういう事情でございます。先ほど若干事実関係が違うと言われましたが、ちょっと具体的にどこが違うのかまた教えていただければと思いますが、当然意見書ですから提出期限がございます。その期限の間でここまで調べて基本的には間違っていない。若干事実関係が少しそごがあるかもしれませんが、基本的には間違っていないというものでございます。議長宛てに関しては、もし議長のお許しが得られればそこだけは削除させていただきたいと思いますが、その上でやはりこれは非常に町民の関心も強いし、町民の命にかかわる問題。これはタイムリーにやっぱり出すべきだと。3月議会で出さなくて、じゃあ6月議会ですべて皆さん出すのか。逆にそれはお聞きしたいと思えます。

〔「直すべきものがある内容を知事に出せるか」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

わかりました。では直すべきものを直したらきちっと6月議会では賛成していただけるということですね。わかりました。そういうことで賛成討論に変えさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和2年3月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 吉 原 経 夫

署名議員 下 方 繁 孝